

令和6年(2024年)11月8日

資料3

令和6年度 第2回飯山市地域公共交通会議

(3) 飯山市地域公共交通会議規約の一部改正及び財務規程の 制定について

令和7年度より国からの補助金（フィーダー系統補助）の補助対象事業者を、乗合バス事業者から法定協議会へ変更することが求められていることから、飯山市地域公共交通会議においても、補助金に関する事務処理を適正に行うため、以下のとおり会議規約の一部改正及び財務規程の制定を行いたい。

①会議規約の一部改正の概要

- ・ 当会議の役員に監事を2名追加する。（第5条）
- ・ 当会議の財務に関する事項を新たに追加する。（第11条）

②財務規程の制定の概要

当会議の財務に関し、必要な事項を定めた財務規程を新たに制定する。

③会議規約の改正及び財務規程の制定の時期

令和7年4月1日

(添付資料)

- ・ 資料3-1 フィーダー系統補助の概要 …… p.3
- ・ 資料3-2 飯山市地域公共交通会議規約の一部改正 新旧対照表 …… p.5
- ・ 資料3-3 飯山市地域公共交通会議規約（改正後案） …… p.7
- ・ 資料3-4 飯山市地域公共交通会議財務規程（案） …… p.11

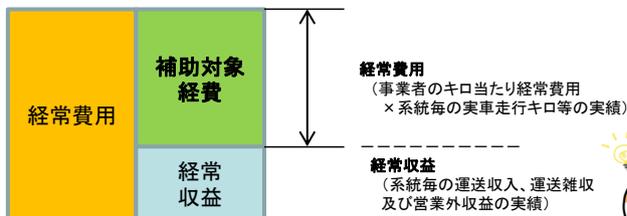
そもそも「フィーダー補助金」とは・・・??

- 正式名称は「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」(通称:フィーダー補助)
- 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の補助メニューの1つ
- 幹線系統を補完する、赤字の支線(フィーダー)の運行経費に対する補助
- 補助対象事業者は**活性化法法定協議会**



補助率は・・・??

- 補助率は補助対象経費※1の1/2
- ※1 補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額
- **ただし、自治体毎に設けられる補助上限額と補助対象経費の1/2を比較し、金額が低い方が最終的な補助金額となる**
- 自治体毎の補助上限額については毎年(9月頃)発出される通知文の算定式を基に算出



補助対象経費算定方法 イメージ

赤字(経常費用>経常収益)の系統に対する補助金です。
(系統毎に判断するため、運行事業者の事業全体の収支状況が赤字であることは要件ではありません!)



1. 補助要件(経過措置終了後の留意点)

注意点2: 令和7年度事業より、**補助対象事業者が活性化法法定協議会のみ**となります。

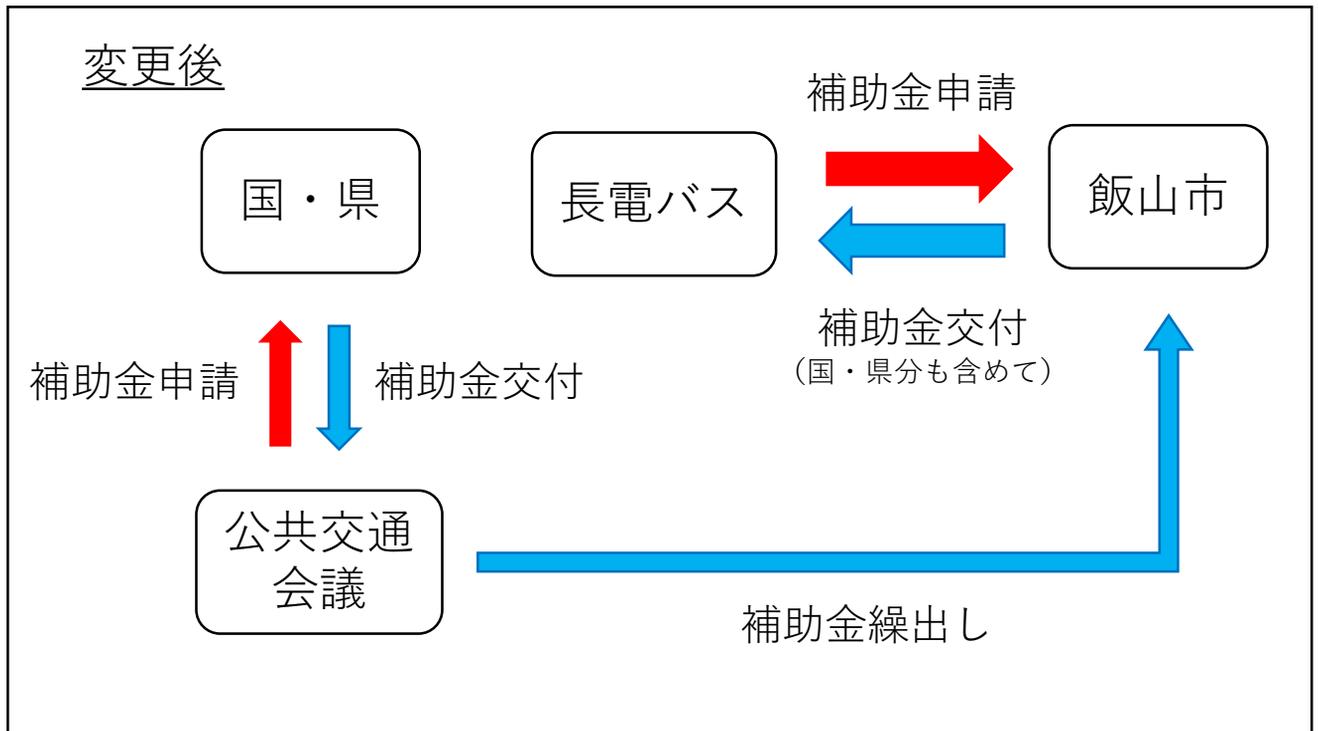
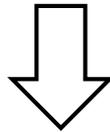
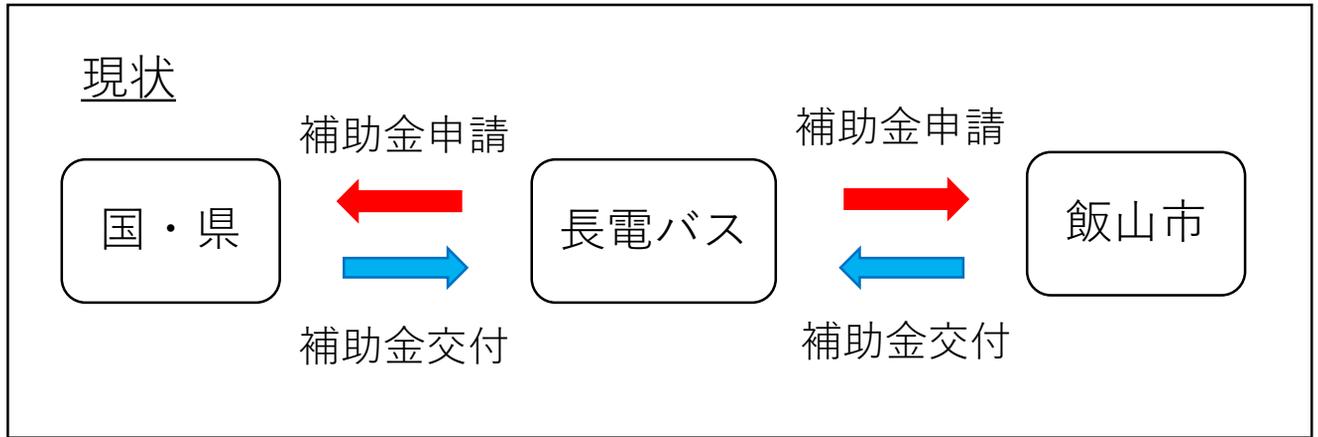
令和7年度事業交付申請(令和7年11月末)より、**交付申請者が活性化法法定協議会となります**※フィーダー補助のみ

補助金を受領するための**法定協議会の口座開設が必要となるため、(原則、自治体の会計口座への振込は不可)**口座開設に向けて準備を進めてください



口座開設に向けて、ご自身の自治体の財務規定や、法定協議会がどのような位置付けとなっているのかなど、まずはよく確認をしましょう。
※協議会としての口座開設が難しい場合はご相談下さい。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (フィーダー系統補助) の交付までの流れ



- ・ 令和7年度事業交付申請より、交付申請者が法定協議会（飯山市地域公共交通会議）のみとなる。
- ・ 補助金を受領するために飯山市地域公共交通会議の口座開設が必要となる。

飯山市地域公共交通会議規約 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">飯山市地域公共交通会議規約</p> <p style="text-align: right;">平成 19 年 3 月 6 日 施行 令和 3 年 4 月 1 日 改正</p> <p>(略)</p> <p>(役員)</p> <p>第 5 条 交通会議に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1 人 (2) 副会長 1 人 <u>(3) 監事 2 人</u></p> <p>2 会長は、市長とし、交通会議を代表する。 3 会長及び副会長は、相互に兼ねることはできない。 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 <u>6 監事は、委員のうちから会長が指名する。</u> <u>7 監事は、交通会議の出納を監査し、監査の結果を会長に報告しなければならない。</u></p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">飯山市地域公共交通会議規約</p> <p style="text-align: right;">平成 19 年 3 月 6 日 施行 令和 3 年 4 月 1 日 改正</p> <p>(略)</p> <p>(役員)</p> <p>第 5 条 交通会議に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1 人 (2) 副会長 1 人</p> <p>2 会長は、市長とし、交通会議を代表する。 3 会長及び副会長は、相互に兼ねることはできない。 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(略)</p>

飯山市地域公共交通会議規約 新旧対照表

新	旧
<p><u>(財務に関する事項)</u></p> <p><u>第 11 条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p>(規約の変更)</p> <p><u>第 12 条</u> この規約を変更する場合は、交通会議の承認を得なければならない。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第 13 条</u> この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。</p> <p>附 則 この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(規約の変更)</p> <p><u>第 11 条</u> この規約を変更する場合は、交通会議の承認を得なければならない。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第 12 条</u> この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。</p> <p>附 則 この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>

飯山市地域公共交通会議規約【改正後案】

平成19年3月6日 施行

令和3年4月1日 改正

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客に利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（改正：令和2年法律第36号）に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）等の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、飯山市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、飯山市大字飯山1110番地1号飯山市役所内に置く。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通計画等の策定及び変更の協議並びに実施に係る協議及び連絡調整並びに事業の実施に関する事。
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第4条 交通会議は、市長が主宰する。

2 交通会議の委員は、次に掲げる者から、市長が委嘱する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 一般貸切・乗用旅客自動車運送事業者
- (3) 関係する都道府県バス・タクシー協会
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 北陸信越運輸局長（長野運輸支局長）又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 長野県警察
- (8) 道路管理者
- (9) 長野県企画振興部交通政策課長
- (10) 学識経験者
- (11) その他市長が必要と認める者

(役員)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

2 会長は、市長とし、交通会議を代表する。

3 会長及び副会長は、相互に兼ねることはできない。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は、委員のうちから会長が指名する。

7 監事は、交通会議の出納を監査し、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第7条 会議の業務を処理するため、会議に事務局を置く。

2 事務局は、飯山市の公共交通政策を担当する課に置く。

3 会長は、前項に掲げる課のほか、第3条に規定する協議事項に係る事業の実施に関連する課等を事務局に参加させることができる。

4 事務局の処務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議の運営)

第8条 交通会議の会議（以下、単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開する。ただし、特別な事情があると認められる協議については、その一部又は全部を公開しないことができる。

6 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面協議により議決することができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 交通会議は、必要に応じて幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、幹事長及び幹事は、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 3 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 4 幹事会は、交通会議が付託した事案又は交通会議に付議する事項で、あらかじめ研究若しくは調査を必要とする事案について調査及び検討を行う。
- 5 幹事会は、前項の調査及び検討のほか、交通会議の協議事項のうち、交通会議が委任する事項について決定をすることができる。
- 6 第8条の規定は、幹事会の会議について準用する。
- 7 幹事会は、第4項の調査及び検討の結果並びに第5項の決定の内容を交通会議に報告しなければならない。
- 8 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第11条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規約の変更)

第12条 この規約を変更する場合は、交通会議の承認を得なければならない。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

飯山市地域公共交通会議財務規程【案】

(趣旨)

第1条 この規程は、飯山市地域公共交通会議規約(以下「会議規約」という。)第11条の規定に基づき、飯山市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって歳入とする。

また、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、交通会議に諮るものとする。

3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、補正予算を編成し、速やかに交通会議に諮るものとする。ただし、特に緊急を要するため交通会議を招集する時間的余裕がないことが明らかなときは、専決することができる。

2 会長は、前項の規定により予算の補正を専決したときは、次の交通会議において、承認を得なければならない。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 会長は、歳出予算のうち項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、次の交通会議において、報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第7条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務を担う。

(契約の手続き)

第8条 交通会議の契約に係る手続きは、飯山市において定められている取扱いの例によるものとする。

(収入及び支出の手続き)

第9条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、飯山市において定められている取扱いの例によるものとする。

2 交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 現金出納簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、会議規約第5条第7項の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算を速やかに飯山市長に報告しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(別表第1) (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	2 補助金	1 補助金
3 繰越金	3 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	4 諸収入	1 雑入

(別表第2) (第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 繰出金	1 繰出金	1 繰出金
4 償還金	1 償還金	1 償還金
5 予備費	1 予備費	1 予備費